

# 富山県環境教育推進方針

平成18年3月

# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 基本的事項                   | 1  |
| 1. 「環境教育」の必要性と目標            | 1  |
| (1) 「環境教育」の必要性とその背景         | 1  |
| (2) 「環境教育」の目標               | 1  |
| 2. 「富山県環境教育推進方針」の策定趣旨と目指すもの | 2  |
| (1) 「富山県環境教育推進方針」の策定趣旨      | 2  |
| (2) 「推進方針」の位置付け             | 2  |
| (3) 「推進方針」の目指すもの            | 3  |
| 第2章 環境教育の現状と課題              | 6  |
| 1 家庭                        | 6  |
| 2 学校                        | 7  |
| 3 職場                        | 8  |
| 4 民間団体、NPO、NGO等             | 9  |
| 5 地域社会                      | 10 |
| 6 行政                        | 10 |
| 第3章 環境教育の展開方向               | 11 |
| 1 家庭                        | 11 |
| 2 学校                        | 12 |
| 3 職場                        | 13 |
| 4 民間団体、NPO、NGO等             | 15 |
| 5 地域社会                      | 16 |
| 6 行政                        | 17 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第4章 環境教育の推進に向けた県における推進方策 | 19 |
| 1 人材の育成と活用の推進            | 19 |
| 2 教材・プログラムの整備と活用の推進      | 19 |
| 3 情報提供の推進                | 20 |
| 4 環境教育の場や機会の拡大の推進        | 20 |
| 5 環境教育の拠点・機能の充実と連携の推進    | 21 |
| 6 各主体間の連携と協働の推進          | 21 |
| 7 事業者・民間団体等の取組みの推進       | 21 |
| 第5章 推進体制等                | 23 |
| 1 推進体制の整備                | 23 |
| (1) 環境教育の拠点機能を担う体制の整備    | 23 |
| (2) 環境教育推進のしくみ           | 23 |
| 2 取組み状況の点検等              | 23 |

参考資料

## 第1章 基本的事項

### 1 「環境教育」の必要性和目標

#### (1) 「環境教育」の必要性和その背景

私たちは、大気、水、生物などが網目のようにつながった地球の環境の中で他の生物とともに生きており、この地球上の自然の恵みを受けて、経済的、社会的活動を営んできました。この豊かな恵みをもたらしてくれる地球を次世代へ、環境上の負の遺産を残すことなく引継ぎ、持続可能な社会の実現を図ることは、地球上の人々全ての努めです。

しかし、今、大量生産、大量消費、大量廃棄や効率性、利便性の追求の結果として、地球温暖化、廃棄物の排出量の増大といった課題に直面しています。例えば、地球温暖化が進むと、海水面の上昇による砂浜の損失や高潮による被害の発生など、私たちの生活へも様々な影響が現れるおそれがあるほか、野生生物の種の減少など生態系への悪影響なども考えられます。

地球温暖化、廃棄物の排出量の増大などの問題は、日々の暮らしに深く関わっており、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に影響を与えていることについて、理解と認識を深める必要があります。また、家庭、学校、職場、地域において、自ら環境に配慮した生活や責任ある行動をとるなど、問題解決に向けて主体的に取り組むことが大切であり、このために環境教育の推進が必要となります。

このようなことから、国では、環境保全の意欲の増進と環境教育の推進に取り組むため、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下「法」という。)が制定されました。この法律に基づき、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が策定されたほか、県や市町村においては、国の基本方針を勘案して、地域の自然的・社会的条件に応じた環境教育の推進に関する方針等の作成に努めることとされました。

#### (2) 「環境教育」の目標

環境教育については、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材を育てることが大切です。環境教育を通じて、人間と環境の関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育てていくことを目標としています。

## 2 「富山県環境教育推進方針」の策定趣旨と目指すもの

### (1) 「富山県環境教育推進方針」の策定趣旨

本県は、早くから工業県として発展し、高度経済成長の過程で、大気汚染や水質汚濁などにより生活環境が悪化したほか自然環境が損なわれてきましたが、公害防止施策や自然保護施策が講じられた結果、環境は全般的に改善され、清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ自然など、すぐれた環境が保全されています。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化などにより、身近な自然の減少や廃棄物の排出量の増大、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題など、新たな課題が生じてきています。

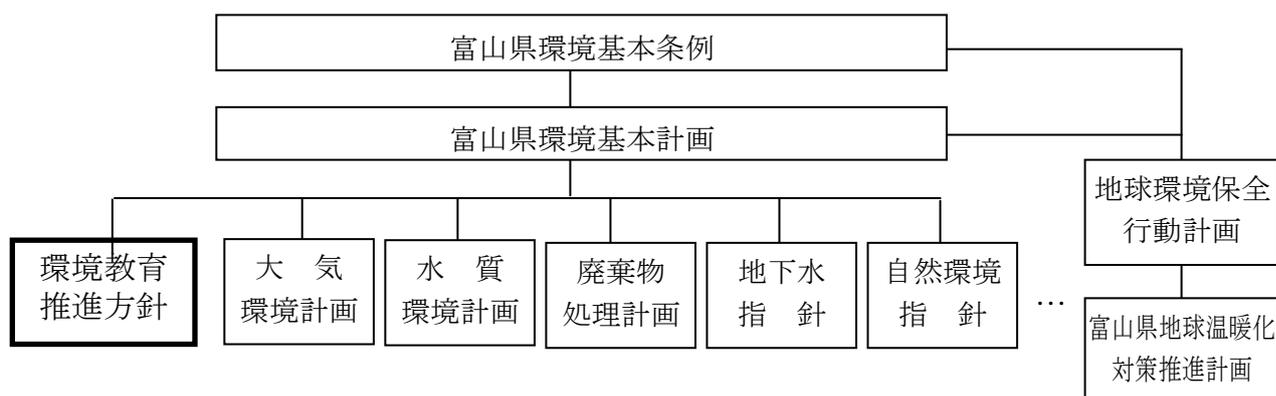
地球温暖化の原因と考えられている温室効果ガスの県内の排出量は、電力やガソリン等の消費量の増加により、家庭や事業所において10年前と比べ大きく増加しています。また、県民一人あたりのごみの排出量の削減も進んでいない状況にあります。このような問題は、県民一人ひとりの日々の暮らしに深く関わっており、従来の規制的あるいは個別的な手法だけでは十分には対応できない状況にあります。

また、環境問題に対する県民の意識や関心は高いものの、環境保全活動への参加は少なく、環境問題への関心が環境保全活動に結びついていない状況にあります。

このような状況に鑑み、これまで以上に環境教育の推進に取り組む必要があることから、平成2年3月に策定した「環境教育基本方針」を見直し、法や法に基づき策定された基本方針を踏まえ、様々な主体が環境教育を自発的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目指して「富山県環境教育推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定することとしました。

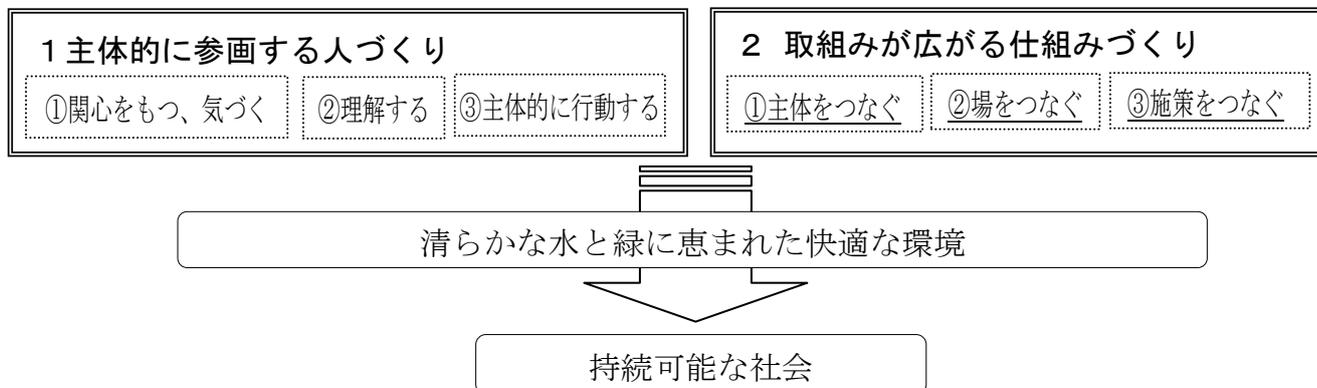
### (2) 「推進方針」の位置付け

本推進方針は、法第8条の規定に基づき、環境保全の意欲の増進及び環境教育を推進するため策定したものです。また、「富山県環境基本条例」に基づく「富山県環境基本計画」の施策である「環境問題の理解と対応のための教育・学習」をより総合的・体系的に進めるための個別計画として位置付けます。



### (3) 「推進方針」の目指すもの

本推進方針では、「富山県環境基本計画」に掲げる「清らかな水と緑に恵まれた快適な環境」の保全と創造に向けて、持続可能な社会づくりに「主体的に参画する人づくり」と、環境保全活動や環境教育の「取組みが広がる仕組みづくり」を目指します。



#### ア 主体的に参画する人づくり

##### 目指す姿

持続可能な社会をつくるために、一人ひとりが、地球という環境の中で生活し、その中から計り知れない恵みを受けていることなどを理解し、家庭、学校、職場、地域において、主体的に環境の保全に取り組んでいます。また、人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自ら進んで環境問題に取り組む人材が育っています。

#### 施策の基本方向

県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に対する理解を深め、自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、環境教育を進めていきます。

##### ① “おや、なぜ” と思う ～関心をもつ、気づく～

環境教育では、自然界の様々な事象のすばらしさに感動し、その仕組みや生命の循環の巧みに気づくことが大切です。その大自然の循環を分断している原因が人間の生活によるものと気づくことから、環境への関心が目覚めます。

温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の排出量の増大、野生生物の種の減少といった環境問題は、私たちの日々の暮らしに深く関わっていることから、まず、環境と日常生活の関わりに気づき、関心を持つことが必要であり、このことが環境教育の第一歩になります。

このため、今“なぜ” こうした環境問題に対する取組みが必要なのかを気づくように働きかけ、次の段階の「理解をする」につなげていきます。“なぜ” と思うことが環境教育の原点であり、持続可能な社会の構築に向けた第一歩を踏み出すきっかけになります。

## ② “なるほど”と思う ～理解する～

自ら環境保全活動に取り組むためには、私たちの日常生活に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることについて、より多くの情報やより詳細なデータなどを把握し、正確に理解する必要があります。

環境教育を通して、地域の自然や、地球環境とのつながりについて知識を豊かにし、理解をより深めることにより、環境に配慮した行動を取ることができるようになります。

こうした実感や理解をもとに、次の段階の「主体的に行動する」につなげていきます。

## ③ “よし、やってみよう”と思う ～主体的に行動する～

今日私たちが直面している環境問題は、単に理解するだけではなく、私たち自身が自らの問題としてとらえ、家庭で、職場で、地域で、実際に問題解決に向けて取り組むことが必要になっています。

このため、環境教育を行うことにより、問題の本質や取組みの方法を自ら考えるとともに、知識を行動へつなげ、日常的に自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、働きかけます。

### イ 取組みが広がる仕組みづくり

#### 目指す姿

持続可能な社会をつくるために、県民、学校、事業者、民間団体、行政など、社会を構成する様々な主体が参加し、協力しています。

### 施策の基本方向

#### 様々な主体に取組みが広がっていく ～主体・場・施策をつなぐ～

様々な主体が、その特徴を生かし、連携・協働しながら活動することができるよう、主体をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。

また、取組みが広がるためには、地域ごとの取組みを充実させ、他の地域と交流し、他の地域における取組みにつなぐ仕組みが必要です。このため、環境関係の施設のネットワークを構築するほか、都市と農山漁村など、異なる地域・立場にいる人たちなどと交流・連携することにより、地域での活動が全県的な活動へと広がるよう、場をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。

さらに、環境教育は、地域づくり、NPOなどの民間活動、事業者の社会的貢献活動、国際協力などの施策とも関連するため、環境教育を他の施策と適切につなぐことが必要です。このため、関連する活動を有効につなぎ、環境教育を効果的、総

合的に進めることができるよう、施策をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。

特に、地球温暖化問題などについては、家庭や、学校、職場、地域で問題解決に取り組むことが必要であり、こうした取り組みが進み、環境保全活動への参加が増加するとともに、取り組みの裾野が広がるよう、仕組みづくりに取り組んでいきます。

#### 「環境教育」とは

この「推進方針」において「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいいます。

- 【環境教育の内容】
- ・環境に関連する人間と環境、人間と人間との関わりの学習
  - ・科学的な視点を踏まえて客観的、公平な態度でとらえる
  - ・豊かな自然環境とその恵みを大切に思う心を育む
  - ・いのちの大切さを学ぶ

#### 「環境の保全」とは

この「推進方針」において「環境の保全」とは、地球環境の保全、公害の防止、自然環境の保護・整備、その他の環境の保全をいいます。

#### 「持続可能な社会」とは

この「推進方針」において「持続可能な社会」とは、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会のことをいいます。

#### 【持続可能な開発の内容】

- ・将来世代に配慮した長期的な視点を持つ（環境のもたらす恵みの継承）
- ・地球の営みときずなを深める社会・文化を目指す（環境を維持し、環境との共存共栄）
- ・持続可能性を高める新しい発展の道を探る（人間としての基礎的なニーズの充足、浪費の排除）
- ・参加・協力、役割分担を図る（多様な立場の人々の連携）

## 第2章 環境教育の現状と課題

### 1 家庭（平成16年11月県政モニター250人を対象にした環境教育に関するアンケート調査）

普段の生活の中では、ごみの分別、資源の回収などのルール化された環境保全活動については、取り組みが広く行われています。（図1 ごみの分別 90.3%、古紙回収 90.3%、節電・節水 69.4%）また、環境問題に対する関心は高いと考えられます。（図2 子どもの環境教育が必要 82.7%、再使用・リサイクルの推進 78.6%、大量消費、大量廃棄型の生活様式を改めるべき 71.9%）

その一方で、地域の環境保全活動への参加に関しては少数の回答にとどまっており、自発的な環境保全活動への参加の広がりが少ない状況にあります。（図1 地域の環境保全活動に参加 29.1%、図2 積極的に参加したい 29.1%）

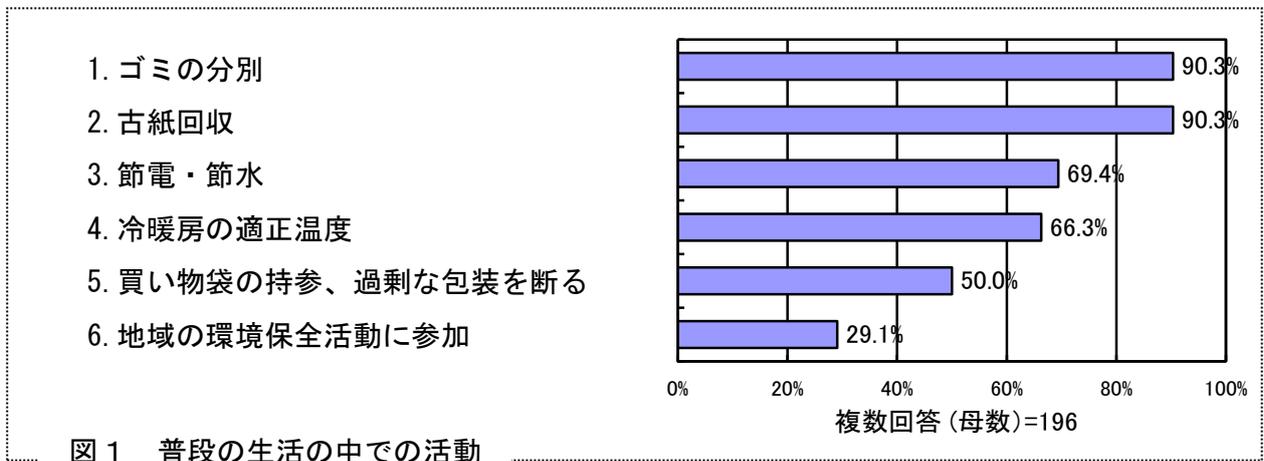


図1 普段の生活の中での活動

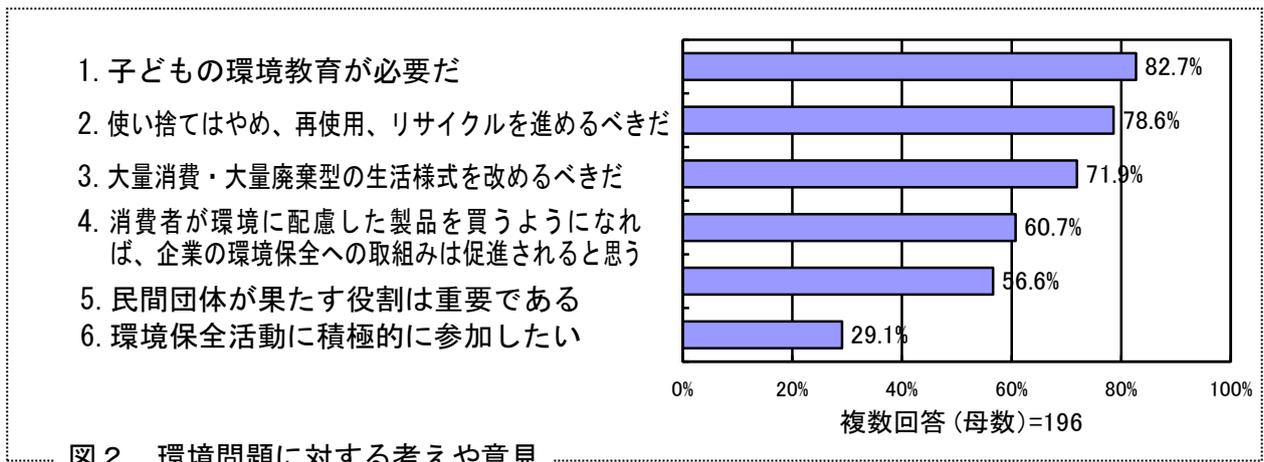


図2 環境問題に対する考えや意見

## 2 学校（平成16年11月県内全小中学校を対象にした環境教育に関するアンケート調査）

学校では、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、環境に関する教育を行っており、各学校が地域の実情に応じた取組みを進めています。

しかしながら、指導時間の不足（図4 小学校76.6%、中学校78.3%）や、教材・学習プログラムなどの不足（図4 小学校80.7%、中学校75.9%）をあげる学校が多く、継続した中長期での取組みが進まない、指導時間の不足で体験を通じた学習の機会や場が限られている、などの課題があります。

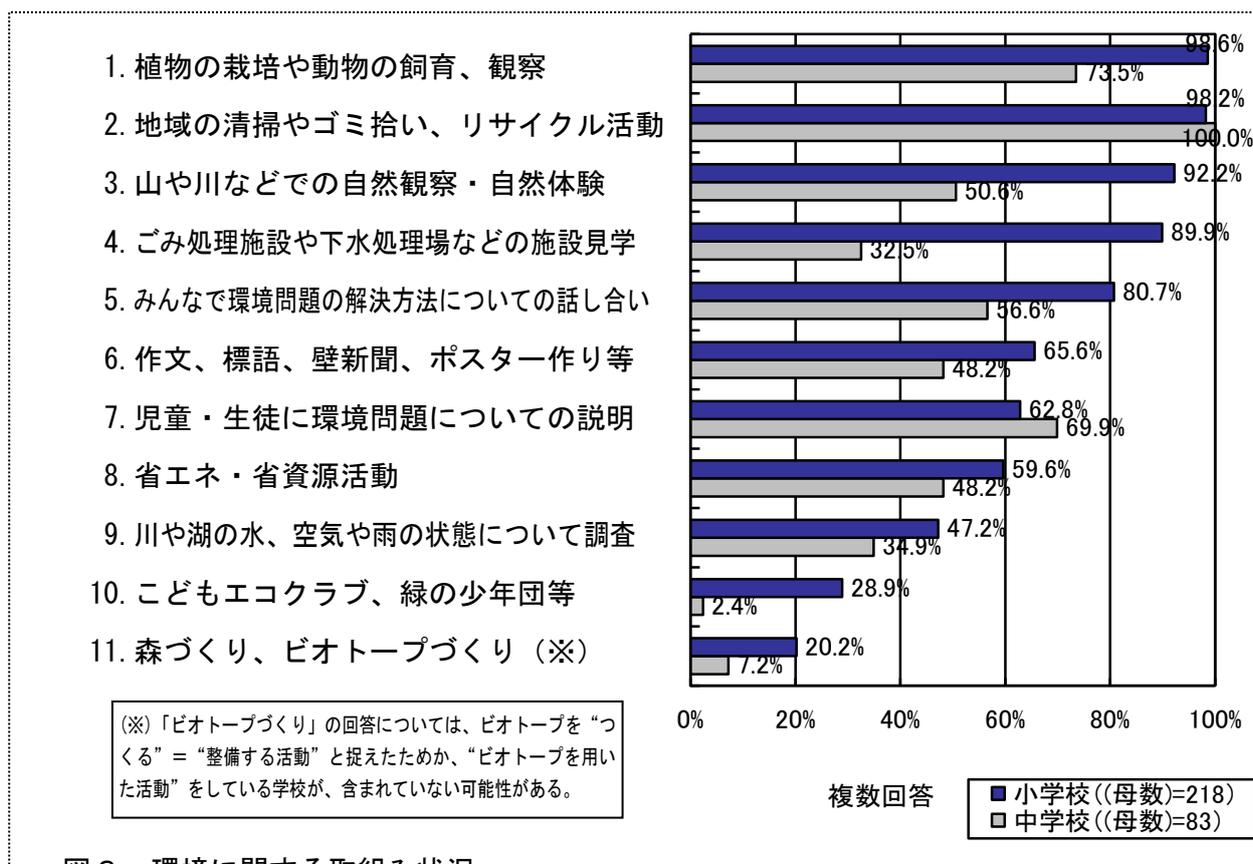


図3 環境に関する取組み状況

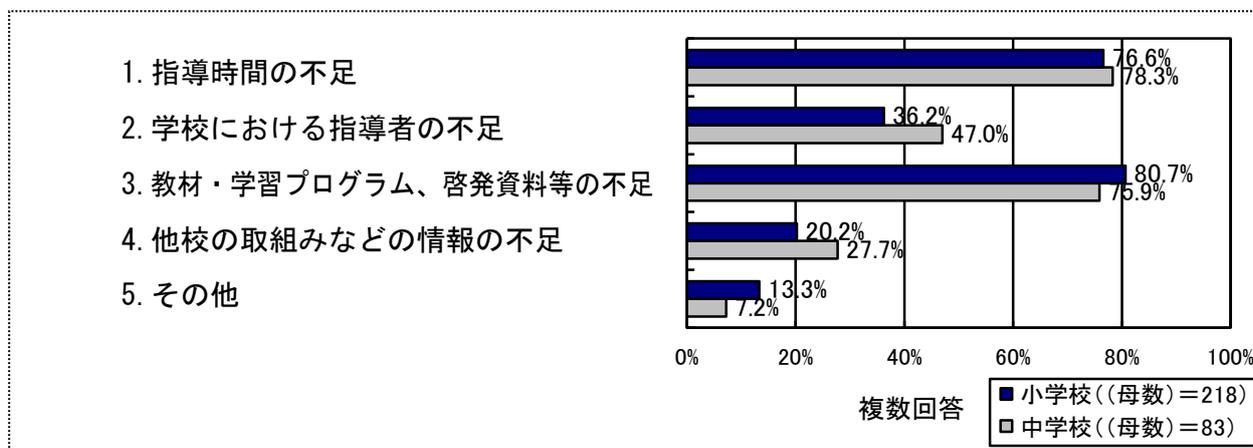


図4 環境教育を実施するにあたっての問題点

### 3 職場（平成16年11月県内企業63社を対象にした環境教育に関するアンケート調査）

近年、事業者の社会的責任が求められており、多くの事業所が、法遵守に加え、ISO14001\*の取得（図5 84.1%）などの環境に配慮した経営に取り組んでいます。

環境保全のための取組みについては、「社員への環境教育」を実施又は実施予定としている事業所が多く（図6 96.8%）、「地域の環境保全活動への参加」を行う事業所も多くあります（図6 82.6%）。

しかしながら、エコアクション21\*などの中小企業向けの環境マネジメントシステムの登録状況は4件と低く、中小企業の取組みがまだ不十分です。

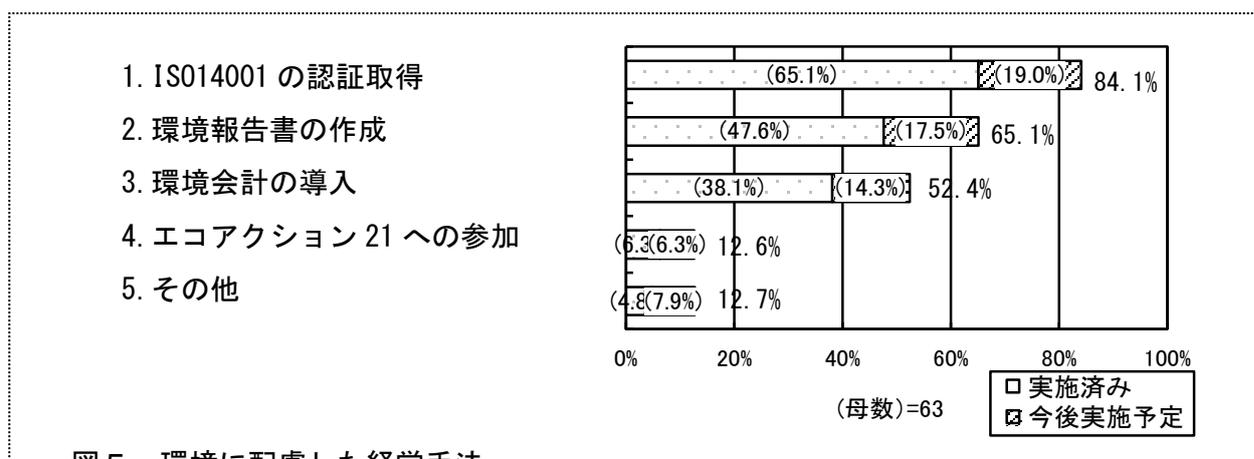


図5 環境に配慮した経営手法

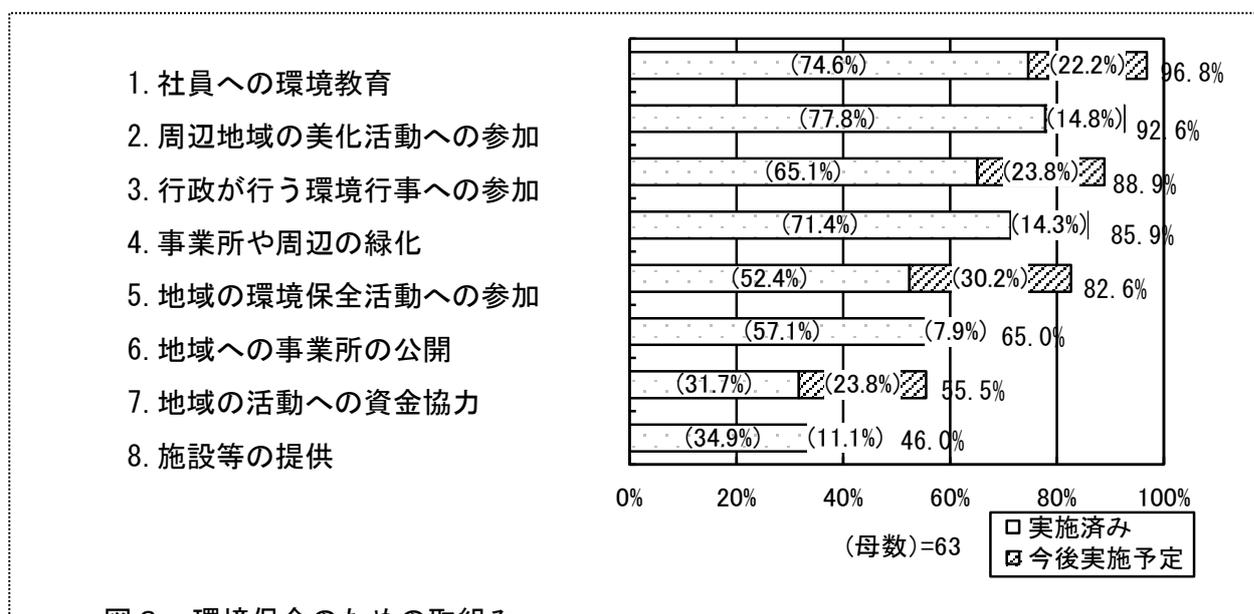


図6 環境保全のための取組み

\*ISO14001：民間の国際標準化機構（International Organization for Standardization）が1996年に発行した環境マネジメントシステムの国際規格のこと。

\*エコアクション21：おもに中小企業などが環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、公表する方法として環境省が策定した「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン」に基づく認証・登録制度のこと。（県内の登録数：4件（17年12月現在））

#### 4 民間団体、NPO、NGO等

(平成16年11月NPO等市民活動団体を対象にした環境教育に関するアンケート調査)

民間団体、NPO等は、地域において、「環境保全の実践活動」(図7 68.9%)、「環境教育」(図7 48.9%)など、自主的に環境保全のための様々な活動を行っています。

環境教育に関しては、多くの団体が環境教育に協力することが可能である(図8 93.3%)としているものの、自ら進んで協力する団体は少ない状況(図8 28.9%)であり、身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、それらをよく知る人材が、環境教育の場で生かされていないのが現状です。

また、指導者や連携・協働を担う人材の育成や他の団体・学校・行政など、他の主体とのネットワークづくりが求められています。

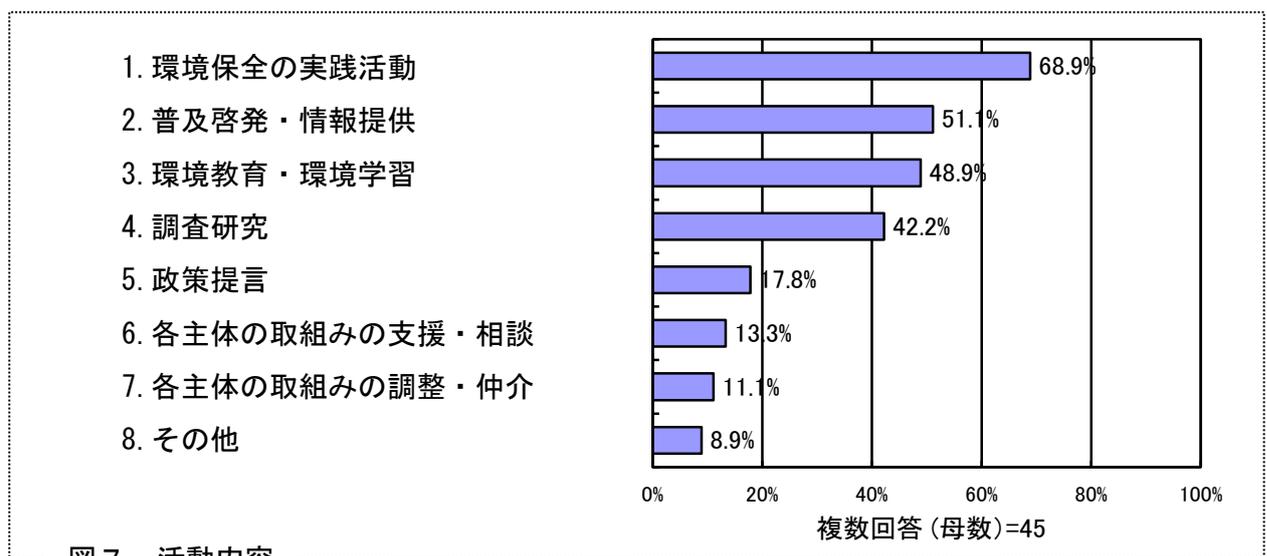


図7 活動内容

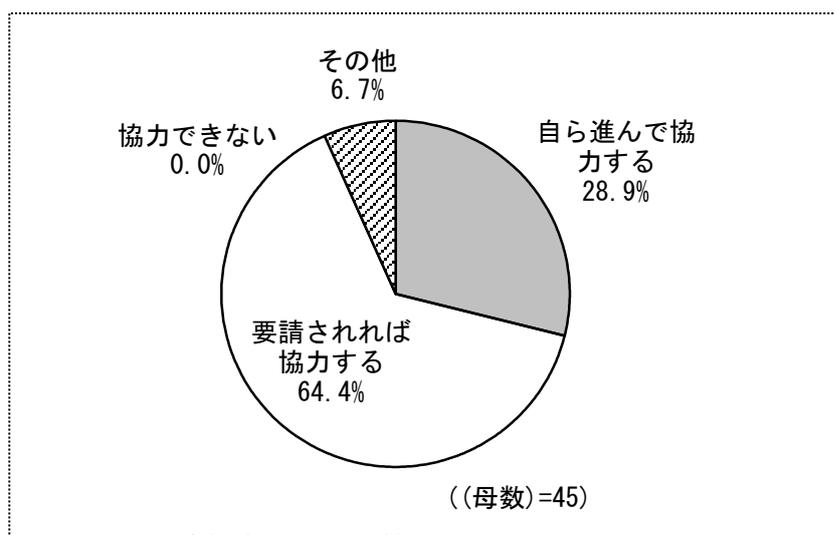


図8 環境教育のための協力の可否

## 5 地域社会

地域では、ごみの分別、資源の回収などのルール化された環境保全活動については、取組みが広く行われています。また、一部の地域においては、学校と地域住民などが連携した環境保全活動が実施されています。

しかしながら、地域の様々な主体間の連携・協働が十分ではなく、身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、それらをよく知る人材が生かされていないのが現状です。

## 6 行政

県では、各部局が、それぞれの立場から、森林や川などの自然環境や生活環境など、それぞれのフィールドを用いて、環境教育などに関する各種施策を進めています。

しかしながら、総合的・体系的に環境教育を進めるため、全庁の連絡を密にした施策の展開が求められます。

県では、環境教育を担う人材を養成するため、各種の研修や活動推進員養成、アドバイザー講座などを実施していますが、発達段階、活動の場、テーマに応じた適切な学習プログラムや施設、人材などの情報を迅速に入手でき、活用できる体制を構築することが求められています。

また、市町村においても、環境関連施設などの拠点の整備や地域の団体と連携を図るなど様々な取組みが行われていますが、各市町村の取組み状況に差異が生じています。

### 第3章 環境教育の展開方向

#### 1 家庭

##### (1) 目指す方向

今日の環境問題の多くが日常生活に起因しており、持ち家住宅率\*や1世帯あたりの住宅延べ面積\*が全国1位、また、自家用車の保有台数\*が全国2位の本県では、家庭でのエネルギー消費量が大きく、日常生活の場である家庭における環境負荷低減の取組みが極めて重要です。また、家庭は、基本的な生活習慣を形成する場であり、人を育てる原点であることから、次の世代を担う子どもたちに、日常生活を通して、環境に配慮した暮らし方を教えていくことが求められます。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 身近な生活や自然体験を通じて、環境への関心を高めていく。  
[関心をもつ、気づく]
- ② 身近な環境問題について家族で話し合い、ごみの減量化やリサイクル、省資源・省エネルギーなどに取り組む。  
[理解する・主体的に行動する]
- ③ 環境美化活動、アダプトプログラム\*、森林づくり活動などの地域における様々な環境保全活動に参加する。  
[主体的に行動する]

##### (2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）

###### ア 関心をもつ、理解する

- ・家庭での様々な行動の中で自らの生活と環境との関わりについて理解するため、環境に関する情報の提供やイベント開催などを行います。
- ・身近な外遊び、自然体験を通じて、自然の大切さを学び、自然を身近なものとして捉え、自然とともに生きていこうとする意識を育てることができるよう、自然観察会や各種講座を充実・支援します。
- ・家庭での環境教育や環境保全活動への意識の高揚を図るため、マスメディア、インターネット、メールマガジンなどを活用し、県民に分かりやすい情報提供を行います。

\*持ち家住宅率：富山県 79.3% (H12：全国1位)

\*1世帯あたりの住宅延べ面積：富山県 146.4m<sup>2</sup> (H12：全国1位)

\*1世帯あたりの自家用車の保有台数：富山県 1.72台 (H15：全国2位)

\*アダプトプログラム：ボランティアの住民や企業が「里親」となり、公共の道路や公園などの区域を「養子」とみなして美化活動などを行う仕組みのこと。

## イ 活動する

- ・環境に配慮した生活を実行する家庭が増加するよう、環境家計簿\*や家庭版環境ISO\*などの取組みを推進します。
- ・身近な消費生活において、環境や健康のことを考え、正しい知識を持って商品を選択・購入することのできるグリーンコンシューマー\*を育てます。
- ・地域での環境教育や環境保全活動に積極的に参加できるよう、市町村や関係団体と協力し、森林づくり・農業体験などの実践活動や環境教育の場と機会を提供します。

## 2 学校

### (1) 目指す方向

学校は、基礎的な内容の習得から問題解決のための能力の育成まで、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を進めていくうえで、非常に重要な役割を担っています。

また、学校は、児童生徒が社会生活を営んでいくための基礎を学ぶ場でもあることから、身近な環境問題について学ぶことは、環境に配慮した生活様式を身につけるとともに、地域構成員としての自覚を得る上でも、大きな効果があります。

さらに、児童の環境に関する意識を高めることは、児童を通じてその家族や家庭、地域における取組みにつながることを期待されます。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 教育活動の中に「環境」の視点を取り入れ、環境問題と日常生活との関わりについて学ぶ。  
[関心をもつ、気づく]
- ② 地域の自然や生活、文化を生かした多様な体験活動を中心とした環境教育を行う。  
[理解する]
- ③ 家庭や地域社会、地域の団体などと連携して環境教育に取り組む。  
[主体的に行動する]

### (2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）

#### ア 関心をもつ、理解する

- ・環境問題と日常生活との関わりについての理解を推進し、問題解決に必要な能力の育成を目指します。

\*環境家計簿：毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているか、どのように改善していけばよいかのわかる出納簿のこと。

\*家庭版環境ISO：各家庭において環境に配慮したライフスタイルづくりに向け、役割を分担して取り組み、行動を記録し、また定期的に役割分担、行動及び記録を見直すシステムを構築すること。

\*グリーンコンシューマー：「マイバッグを持参してレジ袋を使わない」、「必要なものだけ選んで買う」、「再生品・詰め替え品を買う」など環境のことを考えて、環境への負荷の少ない買い物をする人々のこと。

- ・各教科においても環境の視点を取り入れた学習や、体験的な学習の充実を図るとともに、教員に対する研修を行います。
- ・指導者の紹介や出前講座の実施、共通的な環境教育プログラムに関する情報を提供するなど、必要な支援を行います。

#### イ 活動する

- ・環境を意識した行動が身につくよう、児童生徒の発達段階に応じた体系的な取組みを推進します。
- ・身近な山、森林、田、池、川、海などの郷土の自然に触れる機会を取り入れた校外学習や地域間交流活動の実施など、体験活動を重視した取組みを計画的に行うよう、働きかけます。
- ・各種の環境関連施設や自然体験活動の施設を活用し、環境教育の充実を図ります。
- ・児童が身近な自然に対する興味・関心を高め、自然の仕組みを理解し、自然や生き物を大切にする心を育むことができるよう、学校ビオトープ\*づくりを支援します。
- ・森林を守り育てる意識の醸成を図るため、森林体験活動等に対して支援するとともに、森林環境教育のための指導者（フォレストリーダー等）と連携した取組みを行います。
- ・地域の環境、生活文化などの知識・経験が豊富な有識者や、他の学校、事業者、民間団体などと連携するよう、働きかけます。
- ・学校版環境ISO活動など、学校における環境マネジメントシステム\*の取組みを推進します。
- ・地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境等）を活用して、「こどもエコクラブ\*」などの取組みを推進します。

### 3 職場

#### (1) 目指す方向

事業者は、事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減するなど、環境保全のための社会的責任を果たす必要があります。このため、従業員に対する環境教育を行い、職場全体で主体的に環境保全活動に取り組む必要があります。

---

\*ビオトープ：生き物（Bios）と場所（Topos）を組み合わせた合成語で、野生生物の生息・生育空間という意味であるが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

\*環境マネジメントシステム：事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、(1) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針等を見直すという一連の手続のこと。

\*こどもエコクラブ：子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うクラブのこと。環境省が支援しており、小中学生なら誰でも参加できる。

また、職場における環境教育は、社会人に環境教育を行う有効な機会の一つであり、職場において環境に関する意識を高めることは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その人の家庭や地域における取組みにつながることを期待されます。

このほか、事業者も、地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、所有する施設や人材を提供するなどして、学校や地域で行われる環境教育を支援することが期待されています。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 環境マネジメントシステムの導入を推進し、職員の環境への意識を高め、事業活動に伴う負荷の低減を図る。 [関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 環境に配慮した製品やサービスの開発・販売などにより、事業活動を通じて一般の消費者への普及啓発や環境保全意識の高揚を図る。 [主体的に行動する]
- ③ 地域社会の一員として、家庭や学校、地域との連携を図り、学校や地域で行われる環境保全活動への参加・支援を促進する。 [主体的に行動する]

## (2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）

### ア 関心をもつ、理解する

- ・組織全体で環境に配慮した事業活動を推進し、従業員などに対して計画的、体系的な環境教育を実施するよう、事業者の取組みを推進します。
- ・従業員向けの環境教育に対して、指導者の紹介、アドバイザーの派遣、出前講座の実施等を行うほか、共通的な環境教育プログラムに関する情報を提供するなど、事業者に対して必要な支援を行います。
- ・地域における環境情報を提供するなど、事業者の取組みを支援します。

### イ 活動する

- ・ISO14001 やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入や、県リサイクル認定制度\*（エコショップ、リサイクル製品、エコ事業所）への積極的な取組みを働きかけます。
- ・環境報告書やCSR報告書\*などの取組みを促進します。
- ・環境に配慮した製品の生産や販売、消費者への環境情報の公開・提供など、環境に配慮した生活様式の構築につながる事業者の取組みを推進します。

---

\*県リサイクル認定制度：循環型社会の形成を促進するため、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクルなどに積極的に取り組む店舗及び事業所を認定する制度のこと。

\*CSR報告書：企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）の観点から、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野について公表する報告書のこと。

- ・グリーン購入\*、包装材料の削減、ゼロエミッション\*、各種リサイクルなど、事業者の環境リスク低減の取組みを促進します。
- ・森林を守り育てていくための取組みや美化活動などの地域の環境保全活動、住民向けの環境講座の開催、講師派遣、施設の開放などを通じて、学校、民間団体など他の主体と連携した環境教育や環境保全活動に取り組むよう、働きかけます。

## 4 民間団体、NPO、NGO等

### (1) 目指す方向

地域において自主的に環境保全活動を行っている民間団体等は、環境保全に対する住民の意識を高め、環境保全活動への参加を促し、活動を広めるうえで、大きな役割を果たしています。

特に、県民、学校、事業者、行政など各主体間の連携に積極的に関わり、各主体による様々な取組みを効果的につなぐため、地域の複数の主体の活動をコーディネートするなど、専門性を生かしたネットワーク機能を発揮することが期待されます。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 民間団体等が、県民、学校、事業者、行政など、他の主体との連携を図ることができる仕組みづくりを進める。 [関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 地域における取組みを担うことができる人材の育成を図る。 [関心をもつ、気づく・理解する]
- ③ 民間団体等の環境保全活動が県全体に広がるよう、推進体制をつくる。 [主体的に行動する]

### (2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）

#### ア 関心をもつ、理解する

- ・自然公園などにおいて自然解説を行い、利用者に自然への理解を深めてもらうとともに、解説者自身もボランティアで行動する中で自然保護の重要性を認識する、ナチュラリスト\*制度を推進します。
- ・学校や事業者などの他の主体との連携を深めることができるよう、コーディネーター\*の育成を推進します。

\*グリーン購入：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

\*ゼロエミッション：あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのこと。

\*ナチュラリスト：自然公園などを訪れる利用者への解説活動を通じて、自然への理解を深め、自然保護の重要性を普及啓発するため、県が設けている自然解説員のこと。

\*コーディネーター：様々な人や組織の間の調整やネットワーク作りを行う役割を担う人のこと。

- ・活動グループ間の連携や専門家による技術的なアドバイスの実施など、ボランティア活動への幅広い支援を行います。

## イ 活動する

- ・市町村や関係団体と連携して、地域ぐるみで参加し、取り組むことができる活動を推進します。
  - ・資源リサイクルなどの3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））活動の実施
  - ・道路、河川、公園の美化活動などの環境保全活動の実施（アダプトプログラム）
  - ・農村環境、森林環境、河川環境などを活用した体験活動の実施
- ・民間団体等が、県民、学校、事業者、行政など、各主体間の連携に積極的に関わることができるよう、連携の仕組みや推進体制を構築します。
- ・民間団体ならではの機動性や行動力、専門性を生かした環境教育に関する教材・プログラムの作成や環境情報の提供、講座の開催などの取組みを推進します。
- ・環境月間行事や環境フェアなどにおいて、県内各地の優れた取組みを紹介するとともに、表彰などを行い、県内の環境保全活動を推進します。

## 5 地域社会

### (1) 目指す方向

地域では、自治会、子ども会、青年団、婦人会、老人クラブといった生活と密着した団体や、環境保全活動に取り組む民間団体、事業者など、様々な主体が活動しています。また、地域には、身近な自然、歴史、生活文化があり、幅広い知識や経験を有する多くの人がいます。

地域の環境について関心をもち、よりよい環境づくりを進めるためには、このような地域の資源を活用し、各主体が連携・協力して環境教育や環境保全活動を行うことが必要です。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 地域の自然や生活などについて、興味・関心をもち理解を深め、その大切さを次世代につなげていくための環境教育を行う。 [関心をもち、気づく・理解する]
- ② 県民、学校、民間団体、事業者など様々な主体が連携して、地域の資源を活用した環境教育に取り組む。 [主体的に行動する]
- ③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森林づくり活動など、地域ぐるみで参加し、取り組むことができる活動を通じて、住民の意識を高め、環境保全活動を推進する仕組みをつくる。 [主体的に行動する]

## (2) 環境教育の進め方と具体的な取組み（今後取り組む施策）

### ア 関心をもつ、理解する

- ・地域の環境に興味・関心を持たせ理解を深めるため、身近な山、森林、田、池、川、海などの自然や歴史を活用し、地域の特性を生かした環境教育を推進します。
- ・地域の高齢者の経験や生活の知恵に裏付けられた生活様式（物を大切に作る、もったいない）を若い世代に伝えることなどにより、住民の意識の高揚を図ります（世代間での「知恵」の承継）。
- ・地域の幅広い経験や優れた知識・技能などを有する人を、体験活動、地域住民との交流活動の講師として活用します。

### イ 活動する

- ・地域の様々な活動主体が、地域ぐるみで環境保全活動に参加し主体的に取り組むことができるよう、環境美化活動、アダプトプログラムなどの活動を推進します。
- ・地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境等）を活用した「こどもエコクラブ」などの取組みを推進します。
- ・地域社会全体で森を守り育てる体制づくりと森林整備を推進します。
- ・高校生や大学生を地域の環境保全活動リーダーとして育成し、活動をサポートする体制を整備します。
- ・環境保全活動を行っている県内の環境関連の民間団体等が、地域の学校や事業者など、他の主体と連携した活動が行なえる仕組みづくりを推進します。

## 6 行政

### 目指す方向

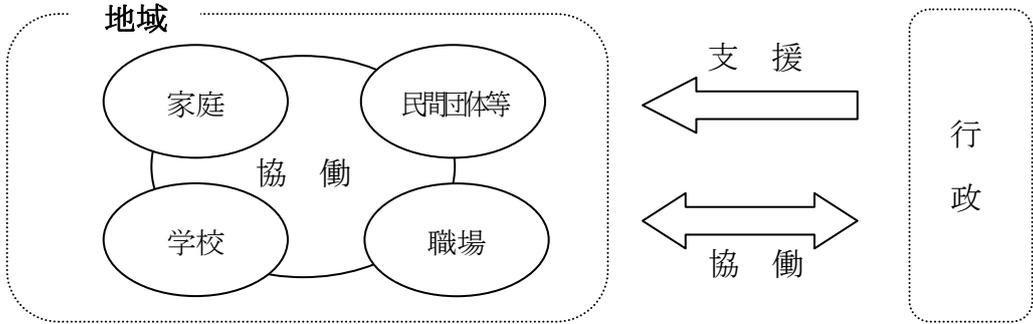
行政においては、県民、学校、事業者、民間団体等の各主体と相互に連携・協力し、環境教育や環境保全活動を推進していくことが必要です。

そのためには、専門家やコーディネーターを育成する「人づくり」や、各関係者が連携して活動が広がる「仕組みづくり」が必要であり、人的、技術的支援や、推進体制を築くことが求められています。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 専門家やコーディネーターを育成するとともに、その活動を支援する。  
[関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 環境関係の各種施設を環境教育の拠点として活用できるよう、関係機関の連携・協力体制を構築する。  
[主体的に行動する]
- ③ 環境教育、環境保全活動の取組みが広がるよう、県民、学校、事業者、民間団体等との連携・協力を進めるとともに、各主体の活動を支援する。  
[主体的に行動する]

各主体の連携・協働による環境教育の展開



## 第4章 環境教育の推進に向けた県における推進方策

### 1 人材の育成と活用の推進

環境教育を推進するためには、指導者となる人たちが「環境問題とは」、「環境教育とは」といった、環境教育の前提をしっかりと学ぶための仕組みが必要です。このため、環境教育に関するリーダー研修会などにより、リーダー的役割を担う人の育成を推進します。

また、環境保全活動を支援するため、環境教育の具体的な企画を行う役割を担う人（プランナー）、活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人（ファシリテーター）、様々な人や組織の間の調整やネットワーク作りを行う役割を担う人（コーディネーター）の育成を推進します。そして、育成された人材が、学校や地域社会などで活躍できるよう、サポートできる体制を整備します。

このほか、自分の住んでいる身近な自然環境や歴史、文化などを学ぶため、地域に住んでいる人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵を生かせるよう支援します。

#### <具体的な取組み>

- ・ 県民に対する講演会・講座の実施
- ・ 環境教育指導者の養成、教員などへの研修の充実
- ・ 体験を重視した環境教育を推進するため、民間団体等と連携・協働し、地域の人材を活用した「地球温暖化防止活動推進員」、「ナチュラルリスト」、「フォレストリーダー」、「インタープリター\*」などの養成制度の充実
- ・ 人材認定等事業、環境カウンセラー登録制度などを活用した人材バンクの整備
- ・ 養成した人材を活用した出前講座・自然解説などの実施
- ・ 地域の公民館や公園などを利用した様々な体験活動や地域住民の交流活動への支援

### 2 教材・プログラムの整備と活用の推進

環境教育を効果的・継続的に行うため、対象者の年齢、発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、体系的な教材やプログラムを整備します。

また、「関心の喚起→理解の深化、意識の向上→参加意欲、問題解決能力の育成」という段階を経て具体的な行動を促すようなプログラムを提供します。

#### <具体的な取組み>

- ・ 既存の教材やプログラム、環境教育事例の把握、情報提供
- ・ 幼児から高齢者までの年齢層に対応した体系的なプログラムの整備
- ・ 目的や条件に応じて展開できるモデル的なプログラムの整備

---

\*インタープリター：自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然に配慮した生活の実践を促すため、自然の背後にある関係性を読み解き伝える活動を行う人のこと。  
(interpreter=通訳、解釈者)。

### 3 情報提供の推進

環境教育や環境保全活動を促進するためには、環境に関する正確な情報を、必要ときに、必要な形で入手できるよう、情報提供体制を整備していくことが必要です。

このため、自然環境、人材、施設など基盤となる情報の収集・提供や、グリーン購入関連情報などの消費者や事業者に必要な情報を提供します。

#### <具体的な取組み>

- ・環境教育に役立つ人材、教材、施設、学習機会などに関して、インターネット等を活用して、「どこに、なにがあるか」など県民が利用しやすい情報の提供
- ・環境教育を支援する情報の提供（環境に関する基礎資料、取組みへの助成金情報、エコライフ情報、環境保全活動情報等）
- ・水源のかん養、土砂災害防止などの森林の公益的機能や森林の現状など、森林づくりに関する情報の提供

### 4 環境教育の場や機会の拡大の推進

取組みが広がるためには、体験学習の場や機会が多様な形で存在することが必要です。また、各種の行事やキャンペーンなど、環境教育が広範囲に連携した形で効果的に実施される機会を提供することも重要です。

このため、環境教育の拠点として地域の各種施設の活用を図るとともに、山、森林、田、池、川、海などの多様な自然環境を保全し、自然とふれあうことのできる環境教育の場としての活用を図ります。

また、先進的な各主体の活動事例を紹介し、普及を図るとともに、全国的・広域的な観点から、こどもエコクラブ事業などに学習機会を提供するほか、学習や実践活動の成果を発表できる場や機会の充実を図ります。

#### <具体的な取組み>

- ・県内の各環境関連施設などの情報提供、活用
- ・県民の環境保全活動の気運を盛り上げる各種キャンペーン、活動発表会などの開催（環境月間行事、環境フェアなど）
- ・本県の特徴のある環境を環境教育の場として活用

- ・標高3,000メートル級の立山連峰
- ・本州一の植生自然度
- ・県土の67%を占める森林
- ・全国一高い水田率
- ・散居村や扇状地などの地域特有の環境
- ・黒部川、常願寺川をはじめとする数多くの急流河川や豊富な地下水
- ・多様な海洋生物を育む富山湾
- ・環日本海地域との交流拠点
- など

- ・自然に親しみ、ふれあうことのできる自然観察会の実施
- ・海辺の漂着物調査の実施
- ・森林づくり活動、ビオトープ整備の推進
- ・農作業体験（棚田づくりなど）、漁業体験などグリーン・ツーリズム\*の推進

- ・継続的な環境教育、環境保全活動への支援

## 5 環境教育の拠点・機能の充実と連携の推進

各地域にある青少年教育施設、森林、自然公園、都市公園、農地、河川、海岸、港湾、漁港などにおいて、環境教育や環境保全活動などを行っていることから、こうした拠点の充実や機能強化、拠点間の連携を図り、効果的な支援を進めていきます。

また、地域の各種施設や環境保全団体などのネットワークを構築するとともに、情報や学習プログラム、人材などの交流を進めます。

### <具体的な取組み>

- ・環境科学センター、自然博物館ねいの里、リサイクル施設や焼却施設などの環境関連施設の「環境教育拠点施設」としての指定及び利用促進
- ・目的や関心に応じ分類した環境教育拠点施設情報提供システムの整備
- ・拠点施設間の情報交換や研修会の実施
- ・環境保全活動の推進の役割を担う「財団法人とやま環境財団」の機能の拡充

## 6 各主体間の連携と協働の推進

地域を構成する事業者、民間団体、行政などが、人材、器材、情報などをお互いに提供し、最大限に有効活用することによってそれぞれが個別に活動する以上の効果が期待できます。

このため、事業者、民間団体、行政など各主体の連携を深め、協働することにより、活動が広まるよう、取り組みます。

### <具体的な取組み>

- ・連携・協働に必要な情報の収集・提供
- ・コーディネーターやファシリテーターの育成支援
- ・事業者・民間団体・行政などによる協働事業の実施
- ・協働に対する理解促進を図るための行政職員研修や県民向け講座の開催

## 7 事業者・民間団体等の取組みの推進

事業者自身の社会的貢献や社会的責任として環境問題に対する従業員への必要な知識、判断能力、意欲を育むことが求められています。

このため、「ISO14001」をはじめ、中小企業向けの「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムの普及を図ります。

---

\*グリーン・ツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流などを楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のこと。

また、従業員向けの環境教育に関して情報提供を行うほか、各種活動団体の交流の場と機会の提供を図ります。

さらに、野外体験、自然体験などの様々な体験学習の機会を提供する事業者や民間団体などとの連携を図ります。

#### <具体的な取組み>

- ・「エコアクション21」、「リサイクル認定制度」の普及、促進（セミナーの開催、ホームページなどによる情報提供）
- ・「環境アドバイザー」や「環境カウンセラー」などの人材についての情報提供
- ・活動団体に対する活動発表や交流を行う場と機会の提供
- ・事業者・民間団体などの活動に対する支援
- ・優れた活動に対する表彰

## 第5章 推進体制等

### 1 推進体制の整備

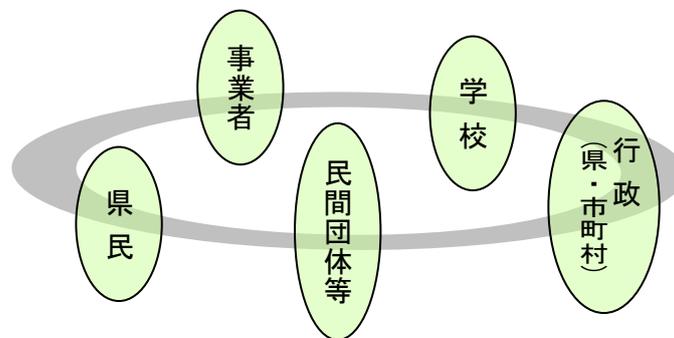
#### (1) 環境教育の拠点機能を担う体制の整備

環境教育を効果的に推進するため、各環境教育拠点施設と連携を図ります。

また、環境保全活動の普及啓発及び人材・教材などに関する情報の収集・提供を総合的に行う中核拠点として「財団法人とやま環境財団」を位置づけ、環境教育、環境保全活動へ積極的に取り組む体制の整備を図ります。

#### (2) 環境教育推進のしくみ

県民、学校、事業者、民間団体、行政などあらゆる主体が連携・協力して環境教育や環境保全活動を推進するため「環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）」を設置します。



環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）

### 2 取組み状況の点検等

環境保全活動や環境教育に関する各種施策について、毎年を取組状況を公表するとともに、「環境にやさしいとやま推進県民会議（仮称）」の中に部会を設け、施策の進捗状況を点検し、必要に応じ見直しを行います。

